

平成25年度 第1回 芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会会議要旨

日 時	平成25年7月4日(木) 午後1時30分～3時15分
場 所	芦屋市立体育館・青少年センター 3階 第一研修室
出席者	委員長 新井野久男 副委員長 伊田 義信 委 員 曾和 義雄(欠席) " 半田 孝代 " 中林 好弘 " 寺本 慎児 " 長谷川則光 " 山本 哲也 " 金光 文代 " 長澤 淳子(欠席) " 牧野 君代 " 大塚 圭子 事務局 福岡教育長,中村社会教育部長,田中青少年愛護センター所長, 天王寺谷青少年愛護センター愛護係長,松本青少年愛護センタ -指導主事
事務局	青少年愛護センター
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 委嘱状及び任命書交付
- (2) 開 会
- (3) 議 事

- ・平成24年度 芦屋市立青少年愛護センター事業報告
- ・平成25年度 芦屋市立青少年愛護センター事業計画
- ・平成25年度 芦屋市青少年育成愛護委員について
- ・意見交換

- (4) 閉 会

2 提出資料

- (1) 平成25年度 第1回芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会次第
- (2) 芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会 委員名簿
- (3) 平成24年度 芦屋市立青少年愛護センター事業報告
- (4) 平成25年度 芦屋市立青少年愛護センター事業計画
- (5) 平成25年度 芦屋市青少年育成愛護委員班編成表

3 審議経過（概要）

開会

（事務局） 本日は大変お忙しい中，本年度第1回芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会にお集まりいただきありがとうございます。

（愛護センター運営連絡会 委嘱状及び任命書交付）

（事務局） 開会に当たり，福岡教育長よりあいさつをさせていただきます。

（福岡教育長あいさつ）

（事務局） それでは，ただ今より，平成25年度第1回青少年愛護センター運営連絡会を開催させていただきます。まず初めに、本会の進行をお願いする委員長の選出についてでございますが、皆様のご理解がいただけましたら、前期でも委員長をお引き受けいただいております新井野先生に、今期もお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。皆様よろしいでしょうか。

ご異議がないようですので新井野先生に委員長をお願いしたいと思います。

新井野先生委員長席へお願いいたします。

副委員長の選任につきましては，委員長の指名によるものとなっております。

新井野委員長いかがいたしましょうか。

（新井野） 幼稚園・小学校・中学校と全体のまとめ役というところで，伊田学校教育部長に引き受けていただくのはいかがでしょうか。

（事務局） 伊田部長，副委員長をお引き受けいただけますでしょうか。

では，副委員長席へ移動をお願いいたします。

（事務局） それでは，新井野委員長からあいさつをお願いします。

（新井野） 改めまして，みなさん，こんにちは。今年度も，委員長ということでよろしくお願いいたします。本当に，愛護委員の皆様方の地道な活動には，感謝しています。私も，この会に出るだけで何も地道な活動に参加して協力することができていないので申し訳ないかなと思っています。毎月の「愛護班ニュース」とか広報のPR冊子とかでよく分かっています。現役のPTAの皆様，OBの方々に感謝しています。よろしくお願いいたします。いつも言われますように，家庭と学校と地域，三者の連携が必要だと思っております。

さて，教育委員会，学校の先生方も参加されているのですが，早いもので，あと2週間程度で一学期も終わりです。一学期，それぞれの校種でいろんな行事に取り組みれたかなと思います。小学校では自然学校という大きな行事に取り組みれたと思いますし，中学校では修学旅行，1年・2年は校外学習，また，トライやる・ウィークなども実施されたかなと思っています。私も，大学に関係していますので，芦屋の小学校・中学校，そういう行事に学生ボランティアという形で何人かの学生がお世話になっています。ありがとうございます。特に，トライやる・ウィークにつきましては，教育委員会と連携しまして，ボランティアを派遣しています。私のいる学科は児童教育学科という，主に幼稚園・小学校の教員を目指す学生がほとんどなのですが，「トライやる」というのは，中学校の2年生の行事なのですが，私の学科の学生も，兵庫県の学生が

ほとんどで、自分たちも‘トライやる’をしたということで積極的に参加したいと言って参加しています。

さて、生徒指導の状況がどうなのかということ、学校現場を離れて、あまり分からないのですが、文科省のホームページとか、神戸市の小中学校との関わりは少しあるので、いろいろな情報を聞くようにはしているのですが、後で、時間があれば資料等をお配りしたいと思っています。特に、いじめ・体罰の問題は、非常に大きな問題となっています。特に、体罰につきましては、学校現場や教育委員会は、文科省からの通知が頻繁におりてきています。それを受けて、それぞれの学校が対応するのは大変かなと思っていますが、特に部活動における体罰が表面化しました。それ以後、部活動の指導、どうあるべきかということも含めて大変な状況になっていますが、体罰というのは今までも大変な問題でしたが、それは部活動以外の場面でのことがほとんどでした。桜宮の事件から、部活動での体罰の問題が急速に表面化しています。部活動での体罰とそれ以外での体罰の違いも考えていくことも必要ではないかと思っています。長くなりましたが、本年度もよろしく願いいたします。

(事務局) 副委員長からも一言お願いします。

(伊田) 新井野委員長からお話がありましたが、学校現場におきましても、生徒指導上の問題につきましては、いじめ・体罰の問題をはじめとして、さまざまな取り組みを進めているところです。まずは、それぞれの園や小中学校で子どもたちの居場所づくりを大切にしております。そういった中で、学校外におきましては、愛護委員の方々に、目をかけていただき、声をかけていただくということで、非常に助かっております。感謝申し上げます。教師の武器は「やり」と「ぼう」、右手に「思いやり」、左手に「辛抱」と申します。子どもに関わる大人が「思いやり」と「辛抱」をもって、青少年の健全育成に携わっていただければと思います。本年度も、よろしく願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。それでは、これより、進行を新井野委員長にお願いいたします。

(新井野) それでは、ただ今より、次第3の議事に移らせていただきます。

では、「平成24年度 芦屋市立青少年愛護センター事業報告」の説明を事務局お願いします。

.....【事務局説明】.....

(新井野) ただ今の「平成24年度 芦屋市立青少年愛護センター事業報告」について、質問等はありませんか。

.....質疑応答特になし.....

それでは、「平成24年度 芦屋市立青少年愛護センター事業報告」につきましては、これで終わらせていただきます。

次に、「平成25年度 芦屋市立青少年愛護センター事業計画」に移ります。説明をお願いします。

.....【事務局説明】.....

(新井野) ただ今の「平成25年度 芦屋市立青少年愛護センター事業計画」に対しま

して、ご質問等ございませんでしょうか。

.....質疑応答特になし.....

ないようですので、「平成25年度 芦屋市立青少年愛護センター事業計画」につきまして、これで終わらせていただきます。

次に、「芦屋市立青少年育成愛護委員について」に移ります。説明をお願いします。

.....【事務局説明】.....

(新井野) ただ今の「芦屋市立青少年育成愛護委員について」に対しまして、ご質問等がございませんでしょうか。

.....質疑応答特になし.....

ありませんか。それでは、「芦屋市立青少年育成愛護委員について」を、これで終わらせていただきます。

愛護センター事務局からの説明が終わりました。

いつものように、委員の皆様の意見交換をお願いしたいと思います。

それでは、民生児童委員代表の半田委員からお願いします。

(半田) 民生児童委員協議会が立ち上げた「赤ちゃん応援ネット事業」に「トライやる・ウィーク」の生徒に関わってもらいました。各中学校から、精中5人、山中4人、潮中4人と来ました。それで、その生徒に生後4ヶ月の乳児のいる家庭にスタイを届けてもらいました。赤ちゃんを抱っこしたり普段経験できないことをし、生徒も喜んでいました。スタイ作りもしてもらいました。意外と、男の子が上手でした。事業所として、お母さんの悩みを優しく聞いている人もいれば、厳しく聞いている人もいますので、どうあるべきかなと考えています。

「赤ちゃん応援ネット事業」について、県で発表してきました。「これが児童福祉なのですね」と言う人もいれば、「こんなにたくさんの方がボランティアとして関わっているのですか」と言う人もいました。福祉の種まきができてよかったかなと思いました。

(中林) 「トライやる・ウィーク」の話が出ましたが、警察も、先月6名の生徒の受け入れをしました。行政機関の中で、「トライやる・ウィーク」が、どれだけ受け入れられているのかわかりませんが、兵庫県警につきましては、要望があれば受け入れていくというのが基本です。彼らに警察について聞きますと、「警察はいったいどういう仕事をしているのかわからない、見えてこない」ということで、警察に関心を持って選んだということでした。我々の立場からすると、24時間交番員が勤務している。白バイが走っているなど比較的分かりやすい活動と思っていたのですが、子どもたちからすると、表向きはそうですが、もう一つその奥がわからないのだそうです。それを聞きまして、子どもたちの関心の高さに驚いた次第です。1チーム5日間で、警察署を中心に、災害のときの資機材とか、防犯活動、交通安全の街頭活動、鑑識活動、武道訓練などを、体験・見学してもらいました。感想を聞きますと、「いろいろな仕事をされている」「目に見えない活動が、これほど多くあるのか」という意見がありました。警察といたしましても、将来ある子どもたちに警察活動を広くじっくりと

知ってもらうことは、有意義なことだと思っています。今後も、希望があれば受け入れていきたいと思っています。

(寺 本) 4月から、市役所の組織の改正がありまして、保健福祉部が、福祉部と子ども健康部の二つの組織になりました。私の方では、子ども福祉ということでは、施策としては持っておりませんが、以前から福祉事務所長ということで入らせていただきましたのは、子どももちろんそうですが、生活保護世帯のことがあると思っています。これまでに、生活保護の問題で、全国的にいろいろなバッシングがありました。不正受給という問題です。これが芦屋の中で受給されている方にどういう形で影響を及ぼしているのかということとは分かりにくい状況にはあるのですが、芦屋の実態からいいますと、例えば生活保護世帯で子どもさんがアルバイトをして、年間何十万か収入があって、不正受給となったケースがあります。生活保護制度においては、基本的に収入は、全て控除していくという考え方ですので、子どもさんが働いて得たお金は返していただくという手順をとります。不正受給と悪く言われがちなのですが、そういうことに気がつかずたりとか、説明を聞いても理解できていなかったという場合もあります。

昨年も申し上げたのですが、現在、芦屋市の生活保護世帯は約470世帯で、阪神間では率としては低いですが、ここ数年確実に増えてきております。ただ気になりますのは、高齢者はもちろん増えているのですが、子どもさんのいらっしゃる世帯も、少しずつ増えてきております。国から示されている「貧困の連鎖」ですが、今、生活保護を受けている世帯主の方が、子どものときに生活保護の家庭で育ってきたというような事例が芦屋でもあります。福祉事務所としても、「貧困の連鎖」をくいとめる取り組みを行わなければいけないと考えています。

また、芦屋の高齢者ですが、一人世帯の高齢者が約7,200世帯となっております。この世帯の数の伸び方が早くなってきています。健康の問題や、地域とのつながりも持たなくて、結果として孤独死になってしまったといった過去の例もあり、「地域とのつながり」をつくる「居場所と出番づくり」が高齢者には必要であり、課題であると認識しております。地域とつながっていくということが孤立化を防いで、その人自身が地域で生きていけるということになると思いますので、具体的な施策について力を入れていきたいと考えております。

(金 光) 幼稚園といたしましては、在園児の保護者の悩み相談や、未就園児の子育て支援を、日々行っています。先日、精道中学校、山手中学校、潮見中学校の生徒が「トライやる・ウィーク」で来ていましたが、「最初はよく分からなかったけれど、小さい生徒と触れ合うことで励みとなってきた」と言っていました。園児も中学校の生徒にあこがれの気持ちを抱いていました。保護者の皆さんも、「トライやる・ウィーク」の生徒を見て、「このように育っていくのか」と感じられ、一緒に見守ってくださっていました。

また、この間、愛護委員の皆さんが、幼稚園を訪問してくださいました。保

護者や子どもたちにも紹介したのですが、愛護委員さんに日々見守ってもらっていることや地域のいたるところで見守りの人を見かけ、ピンクのベストを着て見守っていただいていることも聞きました。そういう大人の人たちに、子どもが触れ合うことは大事なことだと思いました。園でも、園児が未就園児と触れ合うことや、子育て相談の日、子育て広場の場所を提供するなど子育て応援に力を入れています。

(山本) 8小学校、4,000人を超える児童がいる芦屋市ですが、小学校は、民生児童委員の方にしても、警察にしても、愛護委員さんにしても、お世話になっているばかりで、こちらから何かというよりもありがたいことです。特に生活安全課の方には、大変お世話になっています。そのような中で、子どもの安全や健やかな成長ということで、学校は学校としての役割・役目があり、取り組んでいます。登下校の見守りであるとか、地域のつながりという話もありましたが、目の届かないところで見守っていただいて、子どもたちの健やかな成長にご尽力いただいていることに感謝しております。

いろいろな世帯があり、いろいろな考え方がありまして、昔のように、安全・安心と言いながらも、この間も東京であのような事件がありましたように、子どもたちにとって危険な状況があると思っています。いろいろなところで、連携を取っていただき、学校としては協力していただき、力をいただきまして、子どもたちが健やかに、そして安全に成長していくようにと願っています。そのような中で、青パトを含めまして、愛護センターの方が中心となって子どもを見守っていただき、こういう場を持って、つながりを深めていただける、関係諸機関との連携を深めていただきますことは、ありがたいと思っています。

(牧野) 愛護協会に残っていただきまして、小学校区ごとに班活動をして、愛護活動の充実に努めています。班活動がそのまま愛護活動を続けましょうというように充実しているので、愛護協会に残ってもらっています。それも、私たち愛護協会員だけではダメで、愛護センターのご指導もあり、PTAの方、学校など、その辺と連携を取りながら行っています。協会員、今、121人います。今までで、一番多いです。協会としましては、3つの事業を掲げています。一つは「愛護大会」です。

これは、6コースに分かれまして、市内を1時間ぐらいパトロールをして、センターに集まって情報交換をしていく。その情報を次の班のパトロールにかしていくことをしています。それと同時に、施設見学をしています。施設見学は、その時の理事会の方で、今年はどこに行きましょうかというふうに決めて行っています。もう一つは、「子どもと語る会」です。これは、小学校・中学校、学校教育部のお世話になりながら、今回で22回になります。思いっきり子どもたちの言い分を聞く役目を、今年もやっていきたいなと思っています。私たち、一人ひとりの力は弱いので、保護者の方、子どもたち、地域の人たちと連携をしながら、その辺のお力をお借りしながら、やっていきたいと思っています。

愛護センターでは、相談業務もしています。相談業務を受ける職員について、

人事のことでセンター長にお願いしようと思いますが、センター長も、今年は兼任です。兼任でよいものかどうか考えていただきたいものだと思っています。

今日の午前中、私どもの小学校で学校評議委員会がありました。登下校の問題で、地域の方というのは、本当に毎日毎日朝早くから立ってくださっているのですが、警察の方をお願いをしたいのは、交通指導員の人は警察の管轄ですか。「最近、見なくなりましたね」というのが宮川小学校なのですが、今後、小学校周りでかなり工事が行われる。マンションが建ち、学校のコミスクとプールの工事が始まる。そしてもう一つ、外壁の工事が始まる。秋に3つぐらいの工事がある。登下校のところに入ってきますものですから、地域の方とパトロールはしていきますが、よろしくをお願いします。

(中 林) 交通指導員は、市の方の事業となっています。警察としましては、幼稚園とか小学校での交通安全教室と一緒にやって行っています。また、警察も朝の8時ごろ学校の登校時に、主要なところで交番員を立番させており、そういったところで、見守り活動も心掛けていきたいと思っています。

(新井野) 芦屋の相談業務というのは、愛護センターが窓口なのですか。ここでしているのですか。

(事務局) 相談業務は、ここでも受付けていますし、教育相談ということでは打出教育文化センターの方でも受付けています、カウンセリングセンターも打出教育文化センターの方にあります。窓口としては3つぐらいあります。

(部 長) その他、福祉部で家庭児童相談室というのがあります。

(新井野) 教育相談というのは、だいたいその所管というか委員会があって、その関係のところ、愛護センターというところもそうかと思うのですが、3つあるというのですが、3つがそれぞれ役割分担はできているのですか。

保護者や子ども本人なり、いろいろあるのですが、相談を受けたい人たちが、それをどのように選んでいくのですか。いろんな方法があっていいと思うのですが、このように4つあって、不登校にしろ、いじめにしろ、虐待にしろ、含めた形で、それぞれの所で受け入れているのですか。

(半 田) 民協としては、不登校は学校だとか決め付けしないで、わたしの認識としては、どんな情報を受け付けたとしても、芦屋には家庭児童相談室という部署があって、そこに情報が集まって、これは夫婦問題だとか、これは福祉の問題だとかいうように振り分けているので、私にしたら、家庭児童相談室の方に一度出していただければ、そこで、もう一度教育委員会などに振るので、そして、もっとひどい問題だったらその関係機関に行きますし、私は、家庭児童相談室のところ、窓口かなと思っています。一度、そこに上げていただければと思います。

(新井野) 9ページに相談業務の件数がでていますが、トータルで11件、なんと少ないのと思うのですが、いろんな窓口があって、それは入っていないから、ここで受け入れた分だけということですか。

(事務局) カウントは、ここで受けた分だけのカウントです。

今度、子ども若者育成支援の関係で、いわゆる、ニートとかひきこもりの関係の相談窓口を、今、新たに設置しようとしておりまして、そういう関係の中

で、今までどういう相談窓口があったのかという調べを青少年育成課の方でしたのですが、市の窓口にしてもいろいろな窓口でお話をお聞きしましたが、よくよく聞いていきますと、それぞれ専門性の中で実施していらっしゃるのですが、今の社会のことですから、一つのことが原因になっているだけということではなくて、教育も福祉も含めて、境目なく、多岐に渡って、複合的な原因というのが見られるということですので、今度、若者の相談窓口でも専門的な資格をとっていますので、精神保健福祉士とか、臨床心理士の方をお願いしようということになっていますが、同じような専門性をもっていらっしゃる方が、先ほどいわれました福祉センターにもたくさんいらっしゃるわけで、その辺で、具体的にどのように関わっていくのかというようなことは、これから整理していくべき課題として、今、大変考えているところです。

(新井野) 分かりました。相談を受けるのは、窓口に行くと、あちこちに振り分けられるケースがあるのですが、それだったら困ると思うのです。いじめならいじめ、不登校なら不登校、一つの窓口で、そこで、徹底的に相談にのってもらおうというような形をとってもらいたいと思います。今の市では、教育委員会以外にも相談業務を行っているので、正常に機能しているのでもいいと思うのです。おっしゃたように、複合的にいろんなことが起こっているように見えるのですが、ちょっと受ける側がそんなところで、困ることがあると思います。牧野さんがおっしゃったように、受ける人はどういう人なのかということです。やはり専門性の高いというか、臨床心理士がいいとは思わないけど、スクールカウンセラーでも、いいかげんなのがたくさんいるから、全てが全てオッケーではないと思うのですが、そのあたり専門性がある程度ある人で、先生OBというのも、結構、いろんな経験をされた人も多いから、常駐するような形になったらいいと思います。

(半田) 愛護だけで解決するというのは、難しくないかな。学校だけで解決するというのも難しいので、私たちも関わって、私もお母さんとの関わりを何件か持っているのですが、愛護で解決してしまうというのは、難しいと思います。

(部長) 問題はネットワークで解決ということが言われていますが、相談業務でもカウンセリングというのと、ケースワークという両面の考え方があると思います。ほとんどのところがやっているのがカウンセリングみたいなところで、面接相談であったり、電話相談があると思います。福祉は福祉センター内にある、今、こども部になっていますけれど、18才未満の児童では児童相談所がバックにある家庭児童相談室というところについてはケースワークをやっている形になります。児童虐待の案件は、こども課家庭児童相談室が一つにまとめて厚労省に市の報告として上げることになっています。問題が特化されますと、やはり教育の方が中心になることが多く、その連携は必要かと思います。

(新井野) 長くなりましたが、次の人に行きたいと思います。

(大塚) 市として、いくつか相談窓口を持っていただいているということですが、愛護委員は、他市では、一般的には、補導員という形で持たれていて、高齢者の方がほとんどです。でも、私たちの芦屋市は、愛護委員ということで保護者の

皆さんがほとんどです。委員さんご自身が何かちょっとしんどいなとか、お友達はこうなんですよと、気にかかることがあれば、まず、第一に愛護センターに相談してみようという気持ちになること、つまり相談窓口が身近に感じることはとってもいいことだと思います。

次に、活動についてですが、東京の練馬区で事件がありました。その時に、子どもを守りながら相手をやっつけたということがありましたが、私たち愛護委員としては、巡視活動中にそんな事件に出くわしたらどうしただろう、あの男性のようにできるだろうか、怖くてできないのではないかと思うのですが、それでは、私たち愛護委員は、どういう声掛けなり、子どもの守りをしたらいいんだということを、これから、もう一度申し合わせないといけないと思っています。また、毎年、「声かけの実際」という年一回、研修会を行っています。そこで、今の自分にできることは何かを学んで活動していているという状況です。

この場でいうのは、失礼なことかも知れませんが、先ほども言われました青少年育成課の課長さんとしての3ヶ月を見させていただきまして、本当に激務の中でセンター長としても兼務していただいて大変だと思います。役員会というのを先ほどの報告にもありましたように、月1回設けているのですが、その役員会では、それぞれの班の様子を報告し、いろんなことを相談し、意見を出し合っています。センター長にも聞いていただき、ご意見もいただく場となっていますが、ご用で退席されたことが何度かありました。お忙しい中ではあると思いますが、若いお母さん方の実際の意見などを是非聞いていただきたいです。そして、愛護センター内に所長さんのお席があれば、ちょっと行ったときにいろんな話をしたり、教えていただくことも一杯あるのですが、今年はそのお席もないのでとっても残念です。

(伊 田) 今、相談業務の話が出ていましたが、教育委員会を出している「芦屋の教育指針」の中に、芦屋市教育委員会が所管する相談機関を掲載しています。その中に青少年愛護センターも入っており、相談機関は6件あります。また、県教委関係等で7件紹介しており、トータルで13件です。また、福祉に関しても相談機関があり、警察にも相談機関があります。相談する方からすると、多岐に渡るいろんな問題がありますので、様々な機関の活用が可能です。一方で、相談窓口がたくさんあって、相談に来られた案件を、どこかに振り裁くという、コンシェルジュのようなところが必要になるだろうと思います。なぜかという、先ほど話がありましたが、相談をして、ほっとした、すっきりしましたなど、カウンセリングで済む問題ばかりではありません。多くのケースが、ケースワークになっていて、解決までしてくださいというものです。不登校の問題でも、相談の翌日にはどうなりましたかと、問い合わせがある場合があるなど、次のステップが必要になります。こういったケースに対応するために、相談を受けているところが、連絡会はできないかということで、一堂に会するような連絡会議ももっています。それぞれどんな話があったかを交流するだけでも結構な件数になります。もう一つは、要保護児童対策地域協議会等で、個別のケ

ースを出し合って協議する機会もあります。今日のように、それぞれの代表の方がおみえですので、問題を出し合って、こんな問題はここに行けばいいのかと知ったり、顔の知り合うネットワークができたりするだけでも、値打ちがあると思います。本当に解決に至るまでには相当の時間を要します。今回、議会で質問があったのは、長期化して、複雑化している問題に対して、専門家の組織はいらぬのかということでした。それについては必要だと考えています。例えば、法的な専門家として弁護士が必要であったり、ケースワークで、ソーシャルワーカー的なところで、医師とつなげることが必要であったり、他に、スクールカウンセラーが必要というようなことがあります。解決の方法としてはいろんな手段が必要になります。ですから、こういった会が、連携をするネットワークになり、例えば先ほどは遠慮がちにおっしゃいましたが、要望などが出ることも、逆に皆で考えていくいい機会になるなと思います。是非また、このような連絡会も活用できればと思っています。学校現場等でも、大抵の問題が初動対応で済むのですが、中には問題が複雑化したり、長期化しているケースがありまして、中には警察の方と相談したりという事案もありまして、それを未然に防いだり、早期に解決するためには、つながりというのが必要だなというのが実感です。そういうネットワークに入りきれていない人が相談を嫌う傾向にありますので、そこをすくい上げることが必要になってきます。そこで例えば、愛護委員の方がすごい力になると感じます。OBで残っていらっしゃる方もいらして、愛護委員の方の数は、すごい数だなと思っています。それらの方々が持っている保護者同士のネットワークや地域のネットワークとかで、随分早い段階で解決している問題もたくさんあります。そういった意味では、愛護協会・愛護委員の活動というのは、ネットワークづくりではすごく力を発揮されていると思っています。そこで、愛護センターのこういった連絡会を通して、ネットワークづくりなり、つながりづくりがさらに進めばいいなと思っています。結構、同じような会に、同じようなメンバーが集まると思うのです。看板が変わってですね。でも、それだけ、話し合いを重ねることで勉強になることがありよかったですと思います。お願いが多くなりましたが、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

(新井野) 一応、全ての方に話していただきましたが、付け加えることはありませんか。

(半田) SOSを早めにキャッチして予防につなげたり、実際に対応したり、支援につなげるのですが、連携を広げなければできないし間に合いませんので、連携をしながら愛護さんとかコミスクさんとか、子ども関係で、いろいろなことを一緒にやろうとしています。月に1回、福祉レベルだと思うのですが、主任児童委員連絡会というのがありまして、だいたい月20件ぐらい事例が挙がっています。教育委員会も出てくださいますし、こども課とか家庭児童相談室も出て、それぞれの活動の中から出てきたものを話し合って、これは教育問題だからとか、これはこども課などと毎月1回話し合っています。これは、とっても重要な会で、主任児童委員活動のメインはこれです。

(いじめ・体罰についての資料を配布)

(新井野) 教員を目指す学生に講義を行っているのですが、いじめと体罰はしておかなければいけないだろうと考え講義をしました。そのときの資料の一部です。この資料は、学校現場を初め教育委員会には、毎回、文科省から通知という形でおりにてきていると思うのでよくご存知かと思えます。

見ていただきたいのは「体罰推移の状況」ということです。今までの体罰は、授業中とか、放課後とか、休み時間とか、学校行事、生徒指導中とか、その辺りのことがほとんどでした。部活中の体罰というのは、今回のように問題になることはなかった。逆にいうと、部活中の体罰は、容認的なとらえ方がされていた。今回のように自殺者が出たということで、文科省としてもこれではいけないということで、かなり大きな問題としていろんな通達を出してきています。文科省のホームページにも出ていますが、学校教育法第11条に出ています。体罰はどこまでが体罰なのか、そうでないのか、議論されることもあり、今回3月13日付けの「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底についての通知」が出ていまして、その関連資料として、どういうものが体罰になるのか、こういうものは体罰まではいかない正当な行為だとか、きちんと整理して、具体的な事例をあげて通知を配布しています。そのような資料ですので、またお読みください。

(新井野) さて、そろそろ時間も迫ってきました。閉会の挨拶をお願いします。

(中村社会教育部長閉会のあいさつ)

(終了)